

事務連絡
令和3年3月9日

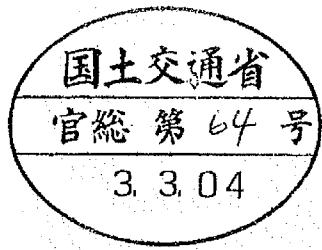
関係機関・関係団体の長 殿

四国運輸局総務部総務課長

東日本大震災十周年追悼式の当目における弔意表明について

標記について、別添のとおり連絡がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

また、本式典中の一定時刻(午後2時46分)に黙とうを捧げるよう、ご協力方よろしくお願いします。



府 総 第 101 号
令和 3 年 3 月 2 日

国土交通大臣

赤羽一嘉 殿

内閣官房長官

加藤勝信

東日本大震災十周年追悼式の当日における弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省においても御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

また、貴省部内及び関係者（独立行政法人、特殊法人等を所管する省におかれでは、当該独立行政法人等を含む）への周知方、よろしくお取り計らい願います。

併せて、貴省部内及び関係者に対して、本追悼式中の一定時刻（午後 2 時 46 分）に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年 7 月 30 日閣令第 1 号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

東日本大震災の弔意表明について

〔令和 3 年 3 月 2 日
閣 議 了 解〕

東日本大震災発災十年となる 3 月 11 日に、哀悼の意を表するため、
次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、
会社その他一般においても同様の措置を探るよう協力方を要望す
ること。
- 2 国民各位に対して、震災の発災時刻（午後 2 時 46 分）に黙とう
を捧げるよう協力方を要望すること。